住民投票に関する市民説明会(市長とのタウンミーティングと同時開催) 市民意見要旨

10月20日(火)19:00~20:30 父鬼町内会館

意見概要	市の回答
現庁舎敷地と和泉中央住宅展示場跡地それぞれの周辺の人口から	市の判断は3分の2ではあるが、市民から庁舎移転の条例制定を直
考えると、住民投票で3分の2を超えることは困難である。	接請求(有権者の 1/50 の署名により)することができる。
過半数で決するべき。	
署名を出すことと、住民投票は別ではないか。	住民投票の結果を見た上で、判断してもらいたい。
移転議案が必要であれば、住民投票は無駄ではないか。	現庁舎敷地が過半数の場合も考えられる。
	移転するべきであると考えるのであれば、市民として行動を起こし
	ていただければと考える。
利便性を考えると市の中央部にあることが望ましい。	仮に庁舎移転となれば、現在地に他のリージョンセンター同様に市
	役所に代わるものが必要となる。
	将来的な負担やこれまでのまちづくりなどを総合的に判断し、現庁
	舎での建て替えを市の考えとして示した。
議員提案による住民投票条例には3分の2を超えれば移転を提案す	条例には3分の2についての規定はなく、「市議会及び市長は住民
るということを規定しているのか。	投票の結果を尊重しなければならない」とされており、その尊重の基
	準を3分の2として示している。
議会の状況によっては移転もできず、現地建て替えの予算も通らな	いつまでも自らの考えに固執するのではなく、結果が決まればいか
い事態も考えられるのではないか。	にいいものとするのかについて議論いただけるものと考えている。
条例で3分の2と記載しておくべきで、後々もめることになるので	「尊重」に対する市長の考えを示したものであり、仮に2分の1以
はないか。	上移転に賛成である結果となった場合、移転議案を市民が直接請求し
	ていただくことも可能。

意見概要	市の回答
庁舎建て替えに関して、議会で決めるべきで多額の費用をかけて住	住民投票条例は議員からの提案で可決されたもので、その考えは議
民投票を実施すべきではないのではないか。	員にお聞きいただきたい。
3分の2を超えることを庁舎移転の判断基準とすることは不公平	住民投票とは市民の意見を得るものではなく、本来議会で決めるべ
と考える。	き案件を市民に決めていただくという重みを持つものであり、議会で
	移転を決定するのに必要とされる3分の2を判断基準とした。
仮に移転すると、北西部地域に新たに施設を整備しなければなら	
ず、そこをしっかり考える必要がある。	
庁舎はいつ整備できるのか。	今年度中に場所を決定し、来年度以降、基本計画、設計、工事を進
	め、平成34年度当初から新庁舎で業務を実施できればと考えてい
	る。